

ご存じですか？

国民年金保険料は、退職（失業）による特例免除があります！！

こんなにある特例免除のメリット！まずは申請を！！

メリット1 = 保険料を一部納付したのと同じ！

免除の承認期間は、年金額が保険料が納付された場合に対して3分の1として計算されます。

メリット2 = 万が一の際にも確かな保障！

本来であれば保険料の納付が必要な、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などが免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット3 = 本人所得を除外して審査！

特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。（配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。）

通常の場合 → 申請者本人の所得 申請者の配偶者の所得 世帯主の所得

特例免除の場合 → ~~申請者本人の所得~~ 申請者の配偶者の所得 世帯主の所得

手続き

特例免除は、申請する年度とその前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請書（全額・半額）」を提出（郵送可）してください。（申請用紙は市町村役場、又は社会保険事務所にごさいます。）また、この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合にも対象となります。

手続きに必要なもの ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）②認め印（本人が署名する場合は不要）
③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）

追納のおすすめ 国民年金には、追納という制度があり、10年以内なら免除を受けた期間の保険料を納めることができます。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に算入されますので、追納することをおすすめします。また、3年目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めにされることをおすすめします。

ご不明な点は、〇〇社会保険事務所 電話 00（5555）5555 までお問い合わせ下さい。

これから国民年金を受けようとしている
60歳以上 65歳未満の方へ

あなたも国民年金を 増やしませんか？

国民年金の老齢基礎年金額は、満額で794,500円（平成17年度）ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生については、国民年金へ加入するかどうかは、ご本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、ご本人の申し出により“60歳～65歳未満”の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことのできる【任意加入制度】があります。

国民年金の任意加入の対象者は？ （老齢基礎年金を増やしたい方など）

つぎの①～③のすべての条件を満たす方が【任意加入】の対象者となります。

- ① 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の方

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額13,580円（平成17年度）です。保険料の前払いにより割引される前納制度や口座振替による早割制度もあります。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所までお問い合わせください。

任意加入のメリットは？

メリット1

老齢基礎年金は、年金保険料の納付月数に応じて支給される仕組みになっています。このため、国民年金への任意加入により、納付月数が多くなればなるほど65歳からの年金も多く受けとれます。詳しくは、添付資料の『国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表』を参照してください。

メリット2

任意加入で納める保険料の総額とこれに見合う年金受けとりの必要な期間は、65歳から年金を受けとった場合、任意加入期間の長短には関係なく、一律に73.2歳（平成17年度ベース）です。これよりも長生きすればするほど、生涯の受けとる年金額も多くなります。

たとえば、任意加入年数を5年間（平成17年12月に任意加入）と仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は、つぎのとおりです。

5年間の保険料納付額（総額）	859,600円
受けとる年金の増加額（年額）	99,300円

65歳から年金を受けとり、平均寿命（厚生労働省が公表した「平成16年簡易生命表」）まで長生きされた場合の年金の増加額は、つぎのとおりです。

男性（平均寿命78.6歳）→99,300円×13.6年＝約135万円

女性（ // 85.6歳）→99,300円×20.6年＝約204万円

このように、国民年金の任意加入制度は、我が国の長寿化社会への適応と、より豊かな老後を過ごす上でも有効な制度といえます。


メリット3

国民年金への任意加入は、老後の生活を支える老齢基礎年金の増額だけではありません。20歳以上60歳未満の第1号被保険者と同様、一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金も受け取れます。

メリット4

任意加入で納められた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。

任意加入の手続きは、どこで行えばいいの？

 国民年金への任意加入は、ご本人がお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口に参加申出書（「国民年金被保険者 資格取得届（申出）書」）に年金手帳を添えて提出してください。



詳しくは、お住まいの市区町村役場（国民年金の担当）または、最寄りの社会保険事務所までお問い合わせください。

(資 料)

国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表 (平成17年度ベース)

(単位:円)

加入月数	保険料納付額	年金増加額	加入月数	保険料納付額	年金増加額	加入月数	保険料納付額	年金増加額
1	13,580	1,700	21	285,180	34,800	41	556,780	67,900
2	27,160	3,300	22	298,760	36,400	42	570,360	69,500
3	40,740	5,000	23	312,340	38,100	43	583,940	71,200
4	54,320	6,600	24	325,920	39,700	44	597,520	72,800
5	67,900	8,300	25	339,500	41,400	45	611,100	74,500
6	81,480	9,900	26	353,080	43,000	46	624,680	76,100
7	95,060	11,600	27	366,660	44,700	47	638,260	77,800
8	108,640	13,200	28	380,240	46,300	48	651,840	79,500
9	122,220	14,900	29	393,820	48,000	49	665,420	81,100
10	135,800	16,600	30	407,400	49,700	50	679,000	82,800
11	149,380	18,200	31	420,980	51,300	51	692,580	84,400
12	162,960	19,900	32	434,560	53,000	52	706,160	86,100
13	176,540	21,500	33	448,140	54,600	53	719,740	87,700
14	190,120	23,200	34	461,720	56,300	54	733,320	89,400
15	203,700	24,800	35	475,300	57,900	55	746,900	91,000
16	217,280	26,500	36	488,880	59,600	56	760,480	92,700
17	230,860	28,100	37	502,460	61,200	57	774,060	94,300
18	244,440	29,800	38	516,040	62,900	58	787,640	96,000
19	258,020	31,400	39	529,620	64,600	59	801,220	97,700
20	271,600	33,100	40	543,200	66,200	60	814,800	99,300

(注1): 保険料は、13,580円(平成17年度の月額)に任意加入月数を掛けて算出。
なお、平成17年4月から平成29年3月までは、毎年度280円引き上げられますが、この表ではその分を見込んでおりません。ご注意ください。

(注2): 年金増加額は、平成17年度の老齢基礎年金額794,500円に任意加入月数を掛け、さらに480月(40年相当)で割って算出(算出額の50円未満は切り捨て、50円以上は100円単位に切り上げ)しています。